

第49回厚生科学審議会 地域保健健康増進栄養部会	資料
令和5年1月19日	

感染症法等の改正を踏まえた 保健所、地方衛生研究所等の強化について

令和5年1月19日（木）

厚生労働省健康局健康課

1. これまでの議論のまとめ

これまでの議論のまとめ

1 保健所関係

(1) 保健所の役割と確保すべき体制

- 保健所が地域の健康危機管理対策の拠点として、公衆衛生データの分析や企画立案など十分に実施できる体制を確保することが必要。
- 健康危機発生時においても、健康づくり対策や感染症以外の疾病対策などを継続することができる体制を確保することが必要。
- 人口あたりの保健所数や、保健所医師および保健師の配置基準の設定等、有事を含めた保健所の体制を確保するため、国がどのような体制を備えるべきかしっかりと示すべき。
- 地財措置により増員された職員について、国として役割を示しつつ、継続的に人員が配置されるように、しっかり自治体に働きかけるべき。

(2) 健康危機管理体制の構築

① 計画的な整備

- 各保健所は、健康危機発生時に備え、感染フェーズに応じた具体的な対応策や計画を策定することが必要。
 - 医薬品を含めた備蓄や流通についても検討すべき。
 - 情報システムの整備を平時から実施していくことが重要。また、システム構築の際には、システム間の連携を図る等により医療現場の負担がかからないようにすべき。
 - リスクコミュニケーションについて、市町村を含め平時のうちから議論等を行うことが重要。
- ※ 保健所設置自治体に対し保健所体制も含めた予防計画を策定義務。(令和6年4月施行後の感染症法第10条第2項及び第14項)

② 有事体制への切り替え

- 平時から有事に備えた体制の構築し、有事の際には速やかに体制を切り替えることが出来るような仕組みが必要。

③ マネジメント体制の強化

- 各保健所に健康危機管理対策の総合的なマネジメントを担う保健師の配置が必要。

④ 業務の見直し、効率化

- 健康危機に迅速に対応できるよう、都道府県での一元化や外部委託の活用など、効率的な業務体制をあらかじめ検討しておくことが重要。また、平時の保健所業務においても外部委託等の推進が必要。
- 保健所機能強化のための ICT 化や DX の推進を強力に進めていくことが必要。

⑤ 雇用管理の改善

- 保健所職員が疲弊しないよう、業務に見合った職員体制の確保や雇用管理体制の強化、メンタルヘルス対策の推進などを進めることが必要。

(3) 関係機関との連携強化

- 健康危機発生時に保健所業務がひっ迫しないよう、保健所設置自治体が予防計画等を作成する際には、市町村の意見を十分に聴きつつ、有事の際に市町村の協力が得られるようにしておくことが必要。
 - 保健所が市町村と連携し、生活支援等実施が可能な情報共有や実効性を伴う体制確保が必要。
 - 平時から保健所が、専門職能団体、福祉施設、学校等と意思疎通・情報共有等連携を取ることが重要。
- ※ 都道府県は、保健所設置市や医師会等の関係機関を参集した連携協議会を開催。(令和5年4月施行後の感染症法第10条の2)

(4) 人材の確保・育成

① 人材確保

- 公衆衛生医師や保健所職員を平時からしっかりと確保することが必要。
- 有事に備え、平時から人員の確保等が必要であり、国は、特に保健所長や保健師等の確保についてしっかりと自治体を支援することが必要。
- 各保健所に総合的なマネジメント機能を担う保健師の配置が必要であり、また、地財措置により増員された感染症対応業務に従事する保健師が平時から適切に配置されるよう、国としても役割を示しつつ、しっかりと自治体に働きかけるべき。
- 保健師等専門職の人材確保を行い、対応に要する経費について、自治体に十分な財政措置を講じる必要がある。

② 人材育成

- 有事を想定した実践的な訓練が必要。

- 保健所職員等を対象とした感染症疫学に関する研修を国で開催すべき。

(5) 有事における外部人材の活用

① IHEAT

- 全国的な感染拡大時においても IHEAT による支援が可能な仕組みとすることが必要。
 - 保健所が IHEAT を円滑に受け入れるための受援体制を構築するとともに、あらかじめ応援の心構えを含めた研修等を実施することで即応人材を育成することが必要。
 - 職能団体との連携による IHEAT の募集・研修等への協力が重要。
 - IHEAT 要員の雇用主に対し、要請に関する文書依頼を行う等、円滑に IHEAT が運用されるよう自治体に示すべき
 - IHEAT 要員への研修について、しっかりと実施されるように自治体に働きかけるべき。
 - IHEAT の運用に当たっては、医療人材の広域派遣制度など他の人材派遣の事業との調整が必要。
- ※ 地域保健法の改正により、恒久的な制度として位置づけ。(令和5年4月施行後の地域保健法第21条)

② 自治体間の応援職員派遣制度

- 専門人材の広域的な派遣制度が必要。
- ※ 感染症発生・まん延時際には法に基づく国の調整権限により派遣調整。(感染症法第44条の5)

③ 市町村からの応援派遣

- 感染症対策においては、多くの保健師が所属する市町村から保健所への協力を即応性があるため、自治体間の保健師の派遣体制を整備すべき。

④ 即応人材の育成

- 感染症対応(疫学調査や健康観察等)に精通した専門職の派遣体制づくりを推進することが必要。

2 地方衛生研究所

(1) 求められる役割・能力

- 次の感染症危機に備え、民間検査機関が検査体制を整え、軌道に乗るまでの感染初期における検査需要に応えることのできる体制の抜本的な強化が必要。
- 国立感染研究所とともに、未知の新興感染症に対応するために、ウイルス検査やゲノム解析など役割を果たすべき。
- 本庁や保健所に対しての技術的な指導等教育の場としても役割を果たすことが求められる。
- 検査の実施だけではなく、調査研究や分析に加え、地域住民等に対して結果をわかりやすく公表することも重要。リスクコミュニケーションについて、市町村を含め平時のうちから議論等を行うことが重要。

(2) 健康危機管理体制の構築

① 体制整備

- 地衛研の法律上の位置づけを明確にしつつ、体制整備等の基本指針を示すことが必要。
- 地衛研の人員及び予算を確保し、試験検査、調査研究等のより一層の体制強化を図ることが必要。
- 自治体に求める体制整備等は、設置主体別に整理すべき。
- コロナ対策の中で強化してきた感染研と地衛研のネットワークや検査設備などを更に強化・拡充することで新興・再興感染症へ備えることが必要。
- 保健所や感染研、地衛研間の連携も重要であり、自治体における体制整備等に当たっては、地域の実情に応じて必要な体制整備等を図るべき。
- 医薬品を含めた備蓄や流通についても検討すべき。
- ※ 保健所設置自治体が、地衛研の整備や連携などによって地衛研の機能を備える責務があることを法定化（令和5年4月施行後の地域保健法第26条）

② 計画策定

- 有事に備え、新型コロナウイルス感染症の感染規模を教訓としながら、計画を整備するとともに計画に合わせ平時のうちから必要な人員や予算を確保することが必要。
- ※ 保健所設置自治体は、感染症発生・まん延時の際に、地方衛生研究所が行う検査と民間検査機関が行う検査のそれぞれについて、検査の実施体制・検査能力の向上や検査の実施能力などを盛り込んだ予防計画を策定する義務（令和6年4月施行後の感染症法第10条第2項及び第14項）

③ 検査体制の充実

- 有事に備え、検査機器を計画的に整備することが必要。具体的な健康危機の規模の想定を踏まえた備蓄を平時から実施することが必要。
- 検体搬送の仕組みについて、あらかじめ関係者と調整し、定めておくことが必要。
- 健康危機時においても検査の質を確保するためには、日頃からの調査研究が重要。

(3) 関係機関との連携強化

- 感染研との連携強化について、感染研とのネットワークを生かし、新興・再興感染症の流行初期の検査に対応するレファレンス機能や地衛研の人材育成を強化することが必要。
- 健康危機発生時の迅速な対応のため、検査にかかる人的な支援をしてもらえるように平時から大学や医療機関等との協力関係を構築しておくことが必要。
- 感染拡大期に地衛研はゲノム解析をする必要があることから病院や検査機関等と連携し検体の提供等に関して体制を整えることが必要。

(4) 人材の確保・育成

- 危機発生時において、特定の職員に業務が偏りすぎないように平時から計画を立てることが重要である。また、有事に備え、人材の確保については、民間検査機関等の応援を含め平時から調整することが重要である。
- 人材育成についても平時から計画を立てていくことが必要である。
- 有事の規模等をシミュレーションして、定期的に訓練を行う必要がある。また、訓練を実施する際には、地衛研の感染症以外の部門や本庁、保健所も含め実施することが必要である。

2. 「地域保健対策の推進に関する 基本的な指針」の改正について

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正について

改正の経緯・趣旨

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年臨時国会において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号）が成立し、
 - ・ 感染症法においては、予防計画の記載事項の充実や都道府県と保健所設置市・特別区等による連携協議会の創設などが行われるとともに、
 - ・ 地域保健法においては、保健所業務を支援するIHEATや専門的な調査研究、試験検査等のための体制（地方衛生研究所等）の整備等が法定化されたところ。
- これらの改正を踏まえて、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）の記載を見直すもの。

改正のポイント

- 以下の内容を指針に反映。
 - 1 基本的な考え方、方向性
 - ・ 健康危機に備えた計画的な体制の整備
 - ・ 広域的な感染症のまん延に対応するための国、広域自治体としての都道府県、保健所設置自治体の役割
 - 2 保健所の健康危機管理体制
 - ・ 健康危機対処計画の策定
 - ・ 統括保健師等総合的なマネジメントを担う保健師の配置
 - ・ 広域的な感染症のまん延に備えた人材（IHEAT、自治体間の職員の応援派遣）の活用のための取組
 - 3 地方衛生研究所の健康危機管理体制
 - ・ 健康危機対処計画の策定
 - ・ 地方衛生研究所において必要な体制や求められる役割 等
- 令和5年3月に告示、同年4月1日から適用予定。

感染症法等の改正を踏まえた「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」 の改正に当たり反映する事項（案）

1 基本的な考え方、方向性

- 新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴う対応に当たっては、保健所において業務負担が増大し、地方衛生研究所等において感染初期の段階における検査体制が十分でなかったなどの課題が指摘された。これらの課題は、新興・再興感染症の感染拡大以外の健康危機やこれらが複合的に発生した場合への対応にも通じるものであり、これらの課題を克服し、保健所や地方衛生研究所等が健康危機に対応すると同時に地域保健対策の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な体制強化に向けた取組を着実に推進することが必要である。（参考1：1－①）
- 広域的な感染症のまん延への備えとして、感染症の感染拡大時においても、地域における健康づくりなどの地域住民に必要な地域保健対策が継続して実施できるよう、国、広域自治体としての都道府県、保健所設置自治体（都道府県、保健所設置市、特別区をいう。以下同じ。）は、必要な体制を整備するとともに、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化し、密接に連携する必要がある。（参考1：1－②、参考2：1頁・5頁）

- ・ 国における取組

国は、都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みの整備、応援職員の人材育成支援などを通じて広域自治体としての都道府県、保健所設置自治体の取組を支援する必要がある。感染症発生時には、全国の人員体制の状況を迅速に把握し、自治体間の応援職員派遣の調整等の支援を行う必要がある。

- ・ 広域自治体としての都道府県における取組

広域自治体としての都道府県は、感染症対応において、市町村の区域を越えた対応が求められることから、感染症法に規定する都道府県連携協議会等を活用し、自治体間の役割分担や連携内容を平時から調整する必要がある。また、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び地方公共団体等からの人材の送り出し及び受入れ等に関する体制を構築するとともに、都道府県域内の保健所、地方衛生研究所等の人材育成を支援する必要がある。感染症の感染拡大の際には、情報集約、自治体間調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置自治体を支援する必要がある。

感染症の感染拡大の際においては、国や他の都道府県、管内の保健所設置自治体等と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関及び福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援などを行う必要がある。

・ 保健所設置自治体における取組

保健所設置自治体は、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る疫学調査、病原体の解析等の専門的業務を十分に実施するために、感染症の拡大を想定し、保健所や地方衛生研究所等における人員体制や設備等を整備する必要がある。

また、感染症の感染拡大の際、迅速に感染拡大時の体制に移行し、対策が実行できるよう、感染症法に基づく予防計画を策定する際には、保健所体制や検査体制について留意すること。

さらに、感染症の感染拡大に備え、国や都道府県の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や地方衛生研究所等の人材育成に努めるとともに、保健所や地方衛生研究所等を含め、感染症の感染拡大を想定した実践型訓練を実施する必要がある。（参考2：1頁・2頁・5頁・6頁・7頁）

- 広域自治体としての都道府県、保健所設置自治体は、感染症のまん延その他の健康危機に対応するため、連携協議会等を活用し平時から保健所、地方衛生研究所等の職員のみならず、管内の市町村、教育機関、学術機関、消防本部などの関係機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する必要がある。（参考1：1—③・2—④、参考2：1頁・5頁）
- 保健所や地方衛生研究所等においては、健康危機発生時に、地域における健康づくりなどの地域住民に必要な地域保健対策全般の業務についても適切に実施できるよう、外部委託や一元化、ICTの導入などを積極的に推進することで、効果的・効率的に地域保健対策を推進する必要がある。（参考1：1—④）
- 国は、大規模災害発生時に、被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮調整機能等への支援を行う災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）と被災市区町村の避難所等において保健活動を行う保健師等について、派遣調整等を行う。
都道府県及び市町村は、平時から応援職員の受入体制を整備するとともに、応援派遣が可能な体制を確保する。
- 保健所設置自治体は、健康危機発生時に備えた研修や訓練の実施、健康危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、当該危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を通じて、平時から健康危機発生時に備えて計画的な体制整備を行う必要がある。（参考1：1—⑤、参考2：1頁・5頁）

2 保健所の健康危機管理体制

- 保健所は、地域における健康危機管理の拠点として、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーションを行う機関であり、健康危機発生時には健康危機への対応のみならず、健康づくりなどの地域住民に不可欠な保健施策を提供し続けることが必要であり、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に推進すること。また、複合的に健康危機が発生した場合においても、対応できるよう必要な体制強化に向けた取組を着実に推進すること。（参考1：2-①・2-②、参考2：1頁）
- 各保健所は、健康危機管理に係る体制整備に当たり、平時のうちから感染拡大に備えた準備を計画的に進めるため、予防計画、新型インフルエンザ行動計画等を踏まえ、健康危機対処計画（仮称）を策定すること。（参考1：2-③、参考2：1頁・8頁）
- 保健所設置自治体は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために本庁に統括保健師を配置するとともに、地域の健康危機体制を確保するため、保健所に統括保健師等総合的なマネジメントを担う保健師を配置すること。
市町村は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために統括保健師を配置すること。（参考1：2-⑤、参考2：1頁・3頁）
- 保健所設置自治体は、広域的な健康危機の発生の際、必要に応じ、他の地方公共団体等の関係機関及び地域の公衆衛生の実務に係る専門知識を有する人材や公衆衛生に係る専門資格を有する人材に対して、応援職員として保健所等への派遣等への協力を求めること。このため、平時から、応援職員の受入体制を整備するとともに、地域の関係教育機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体等との連携強化に努めること。
また、広域的な健康危機の発生の際、応援職員としての派遣等への協力を求める人材に対して、健康危機発生時における迅速かつ適切な対応を行うための危機管理等に関する実践的な訓練を含む研修を定期的実施すること。さらに、各保健所においてもIHEAT等を含めた実践的な訓練を実施すること。
広域自治体としての都道府県は、保健所設置自治体や保健所単位で実施するこれらの研修や訓練を支援すること。
国は、保健所設置自治体における応援職員の受入体制の整備や関係教育機関及び専門職能団体等との連携強化等の取組を支援するとともに、応援職員として派遣される人材に対する専門性の高い研修を実施するなど、広域自治体としての都道府県や保健所設置自治体で実施する研修や訓練を支援すること。（参考1：2-⑥）
感染症拡大時における外部からの応援として、以下の制度が準備されている。
イ IHEAT（令和5年4月施行後の地域保健法第21条～第23条）
・ 国、広域自治体としての都道府県、保健所設置自治体は、地域保健法第22条の

規定に基づき、地域保健の専門的知識を有する者である IHEAT 要員に対し、研修等の実施が求められる。

- ・ 保健所設置自治体は、IHEAT 要員による支援体制を確保するため、連絡体制や IHEAT 要員及びその所属機関との協力関係を構築すること。
- ・ 保健所においては、感染症のまん延時における IHEAT 要員の活用を想定した平時からの取組が求められること。
- ・ 広域自治体としての都道府県は、保健所設置自治体の IHEAT 要員による支援体制を確保するために必要な支援を行うこと。
- ・ 国は IHEAT 要員に係るシステムの整備や研修の実施等により、IHEAT 要員を活用するための基盤を整備すること。（参考 1：2-⑥、参考 2：4 頁）

ロ 市町村からの保健師等の応援派遣

- ・ 保健所設置自治体は、地域の実情に合わせて、保健所を設置していない市町村とも連携し、健康危機の発生の際の市町村職員による応援派遣について取り決めることが望ましいこと。感染症対応に係る取り決めを行うに当たっては、都道府県連携協議会を活用することが望ましいこと。（参考 1：2-⑥）

ハ 自治体間の応援職員派遣制度

- ・ 感染症対応において、国は、感染症法に規定する総合調整権限に基づき、都道府県から応援派遣の調整の依頼を受けた際、他の都道府県と調整し、保健師等の地方公共団体の職員が保健所等の業務の負担が増大した地方公共団体に派遣されるよう調整すること。（参考 1：2-⑥）

3 地方衛生研究所の健康危機管理体制

○ 保健所設置自治体は、地域保健法第 26 条に基づき、地域において専門的な調査及び研究並びに試験及び検査等のために必要な地方衛生研究所の設置や人材の確保・育成等の体制の整備、近隣の他の地方公共団体との連携の確保等の必要な措置を講じなければならないこと（参考 2：6 頁）。

○ 地域保健法第 26 条に規定する業務のうち、試験及び検査については、健康危機への対処に不可欠な機能であることから、人口規模、財政規模を勘案し、都道府県及び政令指定都市にあっては、地方衛生研究所の設置等により自ら体制を整備することが求められること。

一方、調査及び研究、地域保健に関する情報の収集・解析・提供並びに地域保健に関する関係者に対する研修指導については、小規模な地方公共団体では実施が困難な場合もあることから、都道府県単位でこれらの機能を有する地方衛生研究所の設置等を求め、当該都道府県内の地方衛生研究所等の関係機関に対してこれらの機能を提供することが求められること。（参考 1：3-③、参考 2：5 頁・6 頁）

- 広域自治体としての都道府県及び地方衛生研究所を有する保健所設置自治体は、平時から、関係部局、保健所、地方衛生研究所等の関係機関間の連携が図られるようにするとともに、管内の市町村、関係教育機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体等の地域保健に係る知見を有する人材が所属する機関との連携を図ること。（参考１：３－⑥、参考２：５頁）
- 地方衛生研究所は、健康危機管理においても科学的かつ技術的に中核となる機関として、調査及び研究並びに試験及び検査を通じて、地方衛生研究所を有する保健所設置自治体の本庁や保健所等に対し情報提供を行うとともに、地域住民に対するリスクコミュニケーションを行うこと。（参考１：３－①）
- 地方衛生研究所等を有する保健所設置自治体は、地方衛生研究所の計画的な人員確保や配置を行うとともに、国立感染症研究所との連携や他の地方衛生研究所とのネットワークの活用を通じて、継続的な人材育成を行うこと。
- 地方衛生研究所は、広域的な感染症のまん延の際、民間検査体制が十分に整うまでの間の必要な検査を実施するとともに、国立感染症研究所との連携や他の地方衛生研究所とのネットワークを活用して、国内の新たな感染症に係る知見を収集し、国立感染症研究所への地域の状況等を情報提供、地域の変異株の状況の分析及び保健所設置自治体の本庁や保健所等への情報提供などを通じ、サーベイランス機能を発揮することが求められること。（参考１：３－②、参考２：５頁）
- 地方衛生研究所は、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、予防計画、新型インフルエンザ行動計画等を踏まえ、健康危機対処計画（仮称）を策定すること。（参考１：３－④、参考２：５頁・８頁）